

○プラスチック使用製品産業廃棄物等排出抑制等推進要領

令和4年6月28日

会 第 509 号

警 察 本 部 長

プラスチック使用製品産業廃棄物等排出抑制等推進要領の制定について（通達）

みだしのことについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）が令和4年4月1日から施行され、事業者（警察機関を含む。）によるプラスチックの排出の抑制等が求められていることから、別添のとおりプラスチック使用製品産業廃棄物等排出抑制等推進要領を制定し、令和4年6月28日から実施するから、誤りのないようにされたい。

別添

プラスチック使用製品産業廃棄物等排出抑制等推進要領

1 趣旨

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環法」という。）の施行に伴い、プラスチック使用製品産業廃棄物等（以下「プラ産廃等」という。）の排出量の把握並びに排出の抑制及び再資源化に関する事務を適切に行うため、埼玉県警察本部の管理体制を整備し、もってプラ産廃等の排出抑制を図るもの。

2 管理体制

(1) 総括管理責任者

ア 警察本部に総括管理責任者を置き、総務部財務局会計課長をもって充てる。

イ 総括管理責任者は、プラ産廃等の排出の抑制及び再資源化（以下「排出抑制等」という。）を促進するために必要な企画、指導及び調整の全般を総括するものとする。

ウ 総括管理責任者は、各庁舎における排出抑制等に関する状況について、(3)に規定する管理責任者から報告を求めることができるものとする。

(2) 副総括管理責任者

ア 警察本部に副総括管理責任者を置き、総務部財務局会計課監査室長をもって充てる。

イ 副総括管理責任者は、総括管理責任者の任務を補佐するものとする。

(3) 管理責任者等

ア プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制等に関する管理体制表（別表）に定める庁舎に、管理責任者、副管理責任者及び管理担当者を置き、それぞれ同表に掲げる者をもって充てる。

イ 管理責任者は、庁舎における排出抑制等に必要な企画、指導及び調整を行うものとする。

ウ 副管理責任者は、管理責任者の任務を補佐するものとする。

エ 管理担当者は、庁舎における排出抑制等を促進するために必要な企画、指導及び調整の実務を行うものとする。

3 取組事項

(1) 排出量及び排出抑制等の状況の把握、記録化

管理責任者は、プラ産廃等の排出量及び排出抑制等の状況（以下「排出量抑制状況等」という。）を適切に把握し、記録化するものとする。

(2) 排出量抑制状況等の公表

総括管理責任者は、前記(1)により記録化した排出量抑制状況等を取りまとめ、毎年度、前年度における排出量抑制状況等に関する情報を埼玉県警察ホームページ等において公表するものとする。

(3) 職員に対する教養等

ア 総括管理責任者は、職員に対する教養等に必要な排出抑制等方策に関する情報を管理責任者に提供するものとする。

イ 管理責任者は、前記アにより提供を受けた情報等を活用し、職場教養等の機会を通じて、職員に対し、排出抑制等方策に関する教養を行うものとする。

(4) 関係事業者への周知

総括管理責任者は、プラスチック資源循環法の内容について、知事部局等と連携するなどして、契約相手等の関係事業者への周知に努めるものとする。

(5) 多量排出事業者に該当した場合の取組

総括管理責任者は、年間 250 トン以上のプラ産廃等が排出された場合、前記(1)から(4)までの取組に加え、次の取組を行うものとする。

ア 排出量及び排出抑制等に関する目標の設定

排出量削減の数値目標並びに分別及びリサイクルに関する具体的な目標を設定する。

イ 目標達成状況の公表

前記アで設定した目標の達成状況について、埼玉県警察ホームページ等で公表する。

実施日

この通達は、令和 4 年 6 月 28 日から実施する。

実施日（令和 6 年 3 月 21 日免第 604 号）

この通達は、令和 6 年 3 月 25 日から実施する。

実施日（令和 6 年 3 月 28 日務第 683 号）

この通達は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 7 年 4 月 1 日務第 734 号）

この通達は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

【様式別表省略】